

蔵王町企業奨励制度

蔵王町企業奨励金・雇用奨励金・用地取得助成金

(令和7年4月1日改正)

対象となる業種

日本標準産業分類に定める以下の事業の用に供する施設

A:農業・林業 B:漁業 D:建設業 E:製造業 G:情報通信業

H:運輸業・郵便業(うち、道路貨物運送業及び倉庫業又は運輸に附帯するサービス業のうち、こん包業)

I:卸売業・小売業(うち、観光に関連する物産の販売業)

M:宿泊業・飲食サービス業(うち、旅館・その他の宿泊所)

N:生活関連サービス業・娯楽業(うち、ゴルフ場、ボーリング場、テニスコート、旅館に附帯する観光関連施設)

O:教育・学習支援業



対象要件

次のすべての要件に該当する企業が対象企業になります。

① 新設又は増設に係る投下固定資産額※が 3,000 万円以上

② 常時雇用する従業員数が 5 人以上

※「投下固定資産額」とは・・・土地、建物、償却資産など固定資産の取得に要した費用の額



企業奨励金の交付 (拡充)

次の①②の合算額を5年間、交付します。

① 投下固定資産額のうち家屋及び償却資産に対する固定資産税相当額

② 投下固定資産額のうち土地(新設又は増設した事業所の家屋の建築面積の部分に限る。)

に対する固定資産税相当額

※奨励金は操業を開始した翌年の固定資産税額を基本として、賦課された翌年度から交付します。

※固定資産税の減免措置を受ける部分を除きます。



雇用奨励金の交付

事業を開始してから3年までの間に、町内に所在がある人※を新たに常時雇用し、引き続き1年以上雇用している場合は、一人あたり20万円(新規卒後3年未満で採用された常時雇用者の場合は一人あたり30万円)交付します。

※「町内に住所がある人」とは・・・雇用時に1年を超えて町内に住所を有する者(就学等のため一時的に町外に転出した者を含む。)

用地取得助成金の交付 (新設)

次の要件をみたす場合、町内事業所の新設又は増設に伴い取得した事業所用用地の取得価格の10%を交付します。(上限額:1億円)

① 3,000 m²以上の土地取得で、建築面積 1,000 m²以上の事業所の建設であること

② 事業開始日までの期間が、上記の用地取得から 3 年以内であること

【問合せ先】蔵王町まちづくり推進課(電話 0224-33-2212)

宮城県の企業立地奨励金の制度もあります。
宮城県経済商工観光部産業立地推進課(電話 022-211-2733)